

厚生発 0214 第 4 号
令和 6 年 2 月 14 日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について

伝達性海綿状脳症（TSE）に関する検査については、「牛海綿状脳症に関する検査の実施について」（平成 13 年 10 月 16 日付け食発第 307 号。以下「通知」という。）により実施しているところです。今般、国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）総会において牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）国際基準の改正が採択され、BSEサーベイランスに関する国際基準が見直されたこと等から、下記の事項について見直しを行うこととし、同通知中の「伝達性海綿状脳症検査実施要領」を別紙新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、本通知の内容については本年 4 月 1 日から適用するものとします。

記

- 1 BSE 検査対象の牛について、月齢による検査対象区分「生後 24 か月齢以上」を削除し、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛としたこと。
- 2 WOAH の BSE 国際基準に定められた BSE の臨床症状を踏まえ、と畜場における生体検査において認められる行動異常又は神経症状について示したこと。
- 3 スクリーニング検査結果の報告様式の変更その他所要の改正を行ったこと。

「伝達性海綿状脳症検査実施要領」 新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 生体検査 (1) (略) (2) <u>牛、めん羊及び山羊について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果もあわせて判断すること。</u> なお、生体検査に当たっては、平成 15 年 3 月 26 日付け事務連絡により送付した伝達性海綿状脳症の臨床症状に関する教育ビデオを参考とすること。</p> <p>4 生体検査の結果に基づく措置 (1)～(3) (略) (4)(1)には該当しないが、生体検査において、<u>異常姿勢(犬座姿勢)、異常歩様(特に後肢運動失調)、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)</u>の行動異常又は神経症状を呈する牛について、原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。</p> <p>(5)(1)には該当しないが、生体検査において、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん羊及び山羊について、原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。</p> <p>5 スクリーニング検査及び確認検査 (1)・(2) (略) (3) 確認検査結果の連絡</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 生体検査 (1) (略) (2) 生体検査に当たっては、平成 15 年 3 月 26 日付け事務連絡により送付した伝達性海綿状脳症の臨床症状に関する教育ビデオを参考とすること。</p> <p>4 生体検査の結果に基づく措置 (1)～(3) (略) (4)(1)には該当しないが、<u>生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)</u>を示す牛について、<u>と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は、</u>原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。</p> <p>(5)(1)には該当しないが、<u>めん羊及び山羊のうち、生体検査において、削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するめん羊及び山羊について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は、</u>原則としてとさつ解体を行った当日にスクリーニング検査を実施すること。</p> <p>5 スクリーニング検査及び確認検査 (1)・(2) (略) (3) 確認検査結果の連絡</p>

<p>確認検査結果については、上記(2)の確認検査実施機関から厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課(以下「監視安全課」という。)を通じて当該都道府県等食品衛生主管課に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 監視安全課への検査結果の報告及びその公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)スクリーニング検査結果については、前月分の検査結果を翌月の7日までに、牛については、食肉検査支援システムを利用し、めん羊及び山羊については、<u>検査頭数とその結果を監視安全課あて電子メールにて報告すること。</u></p> <p>なお、食肉検査支援システムに不具合が生じた場合は、<u>別紙様式2</u>により、監視安全課あて<u>電子メールにて報告すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>確認検査結果については、上記(2)の確認検査実施機関から厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課(以下「監視安全課」という。)を通じて当該都道府県等食品衛生主管課に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 監視安全課への検査結果の報告及びその公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)スクリーニング検査結果については、前月分の検査結果を翌月の7日までに、牛については、食肉検査支援システムを利用し、めん羊及び山羊については<u>別紙様式2</u>により報告すること。</p> <p>なお、食肉検査支援システムに不具合が生じた場合は、<u>別紙様式3</u>により、監視安全課あて報告すること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(別紙様式1)</p> <p>TSE疑いのある牛、めん羊及び山羊の発生確認報告書</p> <p>厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課 行</p> <p>(削る)</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>TSE疑いのある牛、めん羊及び山羊の発生確認報告書</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 行</p> <p><u>別紙様式2</u></p> <p>めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査結果(月報)</p>

別紙様式 2

牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査結果(月報)
月 日～ 月 日搬入分

自治体名

	症状を呈する牛 ※1			BSEの疑いがあるため とさつ禁止措置を講じた 件数
	陰性	陽性	計	
月 ～ 日				
月 ～ 日				
月 ～ 日				
月 ～ 日				
月 ～ 日				
月 ～ 日				
計				

- ※1 と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛
 ※2 週毎(日曜日～土曜日を1週とする)に分けて各段に記入すること

別紙様式 3

牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査結果(月報)
月 日～ 月 日搬入分

自治体名

	症状を呈する牛 ※1			その他の牛※3			計		
	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計
月 ～ 日									
月 ～ 日									
月 ～ 日									
月 ～ 日									
月 ～ 日									
月 ～ 日									
計									

- ※1 生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経
 症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかでない牛は除く。)を示す牛
 月 日～ 月 日までにBSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 件
 ※2 週毎(日曜日～土曜日を1週とする)に分けて各段に記入すること
 ※3 検査を実施した具体的な理由を以下に記載すること
 ()

(別添1) 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査要領

第1～第4 (略)

第5. 確認検査のための検体送付
(略)

1. 送付先

送付先については、令和6年1月26日付け厚生食監発0126第1号通知の
別添によるものとする。

2.～4. (略)

(別添1) 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査要領

第1～第4 (略)

第5. 確認検査のための検体送付
(略)

1. 送付先

送付先については、平成16年4月7日付け食安監発第0407001号
通知の別添によるものとする。

2.～4. (略)

5．検体送付に当たっての注意

(略)

(1) (略)

(2) 日本郵便株式会社に依頼する場合の留意事項

日本郵便を利用する場合、確認検査実施機関により取扱い方法が異なるため、送付前に各検査機関の担当者へ問い合わせること。

= 注意点 =

(略)

郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。(注：国立感染症研究所宛に送付する場合は、梱包責任者が梱包を最終確認し、封を行うこと。)

(略)

(3) (略)

5．検体送付に当たっての注意

(略)

(1) (略)

(2) 日本郵便株式会社に依頼する場合の留意事項

日本郵便を利用する場合、国立感染症研究所及び北海道大学・帯広畜産大学（以下、感染研、北大、帯畜大とする。）では取扱い方法が異なるため、送付前に各機関の担当者へ問い合わせること。

感染研、北大、帯畜大宛てに共通した注意点

(略)

郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。(注：感染研宛に送付する場合は、梱包責任者が梱包を最終確認し、封を行うこと。)

(略)

(3) (略)